

## 埼玉県卸売市場現地調査実施要領

(昭和55年 8月23日 決裁)

(平成 2年 5月 7日 一部改正)

(平成10年 4月 1日 一部改正)

(平成13年 4月 1日 一部改正)

(平成16年 6月11日 一部改正)

(平成17年 5月13日 一部改正)

(平成18年 4月28日 一部改正)

(平成19年 4月17日 一部改正)

(平成21年 5月18日 一部改正)

(平成23年 4月 1日 一部改正)

(令和 2年 6月22日 一部改正)

(令和 6年 4月 1日 一部改正)

### (目的)

第1 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する開設者の業務規程の遵守状況、法第2条第4項に規定する卸売業者の経営及び取引の状況等について、計画的に調査することにより、卸売市場における業務運営の適正化を推進する。

### (対象市場)

第2 調査の対象とする市場（以下「対象市場」という。）は、原則として県内の法第2条第2項に規定する卸売市場とする。ただし、法第4条第1項に規定する中央卸売市場は除く。

### (調査実施者)

第3 調査を行う者は、農業ビジネス支援課及び農林振興センターの職員とする。

### (調査項目)

第4 調査項目は、別紙のとおりとする。

### (実施方法)

第5 調査は、調査項目について、対象市場の開設者及び卸売業者から聞き取りにより実施する。なお、施設の老朽化の状態（振動・騒音等の有無）や衛生環境

(臭気等の有無)、生鮮食料品の廃棄物状況など、現地調査でしか確認できない事項を除き、デジタル技術(カメラ、電子文書、オンライン会議等)を積極的に活用することとする。

(指導等)

第6 県は、現地調査の結果により、必要に応じて、対象市場に対し法第14条において準用する法9条第1項に基づく必要な指導及び助言を行うものとする。

別紙 埼玉県卸売市場現地調査実施要領による調査項目

- 1 業務規程の遵守状況について
- 2 経営状況について
- 3 取引状況について
- 4 特定テーマ
- 5 その他